7　次に掲げるトラック（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一　車両総重量が八トンを超えるトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの

二　車両総重量が十三トンを超えるトラック（総務省令で定めるけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

附則第十二条の二の五第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（附則第十二条の二の三第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　附則第十二条の二の三第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二　附則第十二条の二の三第二項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の二の五第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一　電気自動車

二　附則第十二条の二の二第二項第二号に掲げる天然ガス自動車

三　充電機能付電力併用自動車

四　附則第十二条の二の二第二項第四号（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

五　附則第十二条の二の二第二項第五号イに掲げる軽油自動車

六　附則第十二条の二の二第二項第五号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の二の七第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の三第一項中「とする自動車で総務省令で定めるもの」を「とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「及びメタノール」を「、メタノール」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第三項において同じ。）並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「定めるもの（以下この号及び次項」を「定めるもの（以下この号」に改め、同号ロ中「及び次項」を削り、同項第三号中「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。」を削り、「備えているもので総務省令で定めるものをいう。」の下に「。次項において同じ」を加え、同項第四号中「以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第六項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同条第四項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第十二条の三第四項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　充電機能付電力併用自動車

附則第十二条の三第五項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「、平成二十二年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項、第四項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第三項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。